

別表1(公財)自然農法国際研究開発センター手数料一覧(税込)

(平成26年4月1日より実施)

<有機農産物の生産行程管理者の場合>

項目	初回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	¥21,600	—
認定手数料 (書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料)	①基本料¥54,000(ただしグループ申請で農家数が2～4軒の場合は¥27,000、5～7軒の場合は¥37,800)。また実地検査が1日を越える場合は半日につき¥18,360、1日につき¥34,560を加算する。 ②交通費(実費相当額) ③グループ申請の場合、1農家あたり¥14,040を加算する	

<有機農産物、有機加工食品の小分け業者
および有機加工食品の生産行程管理者の場合>

項目	初回	2回目以降(調査手数料)
申請料(初回のみ)	¥32,400	—
認定手数料 (書類審査料、実地検査料、判定料、事務手数料)	①基本料¥91,800 ただし実地検査が1日を越える場合は半日につき¥27,000、1日につき¥48,600を加算する。 ②別組織(法人)の委託先がある場合は1軒につき5,400円を加算することができる。 ③交通費(実費相当額)	

* 臨時調査に係る費用は2回目以降の料金を適用する。なお、新規申請は申請手数料の納付を確認して申請受理とする。

* 認定手数料の支払いは検査報告書あるいは調査報告書が認定事務局に提出された時点で請求することを基本とする。

* 判定結果は、認定手数料の納付を確認してから通知する。

* 既に本センターで認定を受けている事業者であって施設の移転や法人格の変更、その他、グループの分割、統合、グループからの独立等により新たに認定を受ける必要が生じた場合の新規認定申請については申請手数料を徴収せず2回目以降の料金を適用する。

* 同一事業者等が複数の認定を取得する場合には別途定める軽減措置をすることができる。

* 旅費交通費は概ね以下の基準により算出する。また、交通手段の選択は、社会通念上妥当と思われる交通経路で、経済的かつ合理的な順路を優先し、実費相当額とする。

(1)業務に伴う旅費交通費(認定事務局または検査員の自宅から目的地までの往復の経費)

①新幹線乗車は60km以上可・JR特急乗車30分以上可・その他鉄道及びバスは乗車時間に関係なく使用できる。但し、いずれもグリーン車不可、座席指定可

②寝台車は、B寝台とする。

③検査員の所有する自動車を使用する場合、自宅最寄り駅から目的地の最寄り駅までの公共機関等を利用した経費を支払うことを原則とする。

④その他は、認定事務局長が決めるものとする。